できます。この場合、皆野町長

れていれば、

その市町村で投票

前住所地の選挙人名簿に登録さ

入されたかたは、皆野町の選挙 に県内他市町村から皆野町に転

なお、平成18年12月30日以降

人名簿に登録されませんので、

玉県議会議員

告示日 3月30日金 4月8日日

ます。 皆さんのご協力をお願いします。 任期満了に伴う埼玉県議会議員一般選挙が行われ 選挙が明るく正しく行われるよう、 有権者の

投票できるかた

日までに住民基本台帳に登録さ 権などによる欠格事項に該当し 以前に生まれ、平成18年12月29 ていないかたです。)、選挙人名簿に登録され、 日本国民で昭和62年4月9日 引き続き皆野町に住所を有 失

長の証明書または住民票の写し 野町の選挙人名簿に登録されて を持参すれば皆野町で投票でき いるかたは、現住所地の市町村 回に限る)された場合でも、皆 ただし、埼玉県内に転出 î

期日前投票

どで、 予定のあるかた、仕事・旅行な 投票の当日、冠婚葬祭などの 事前に役場総務課内「選挙 投票日に不在となるかた

票の写しが必要です。 の発行する証明書、または住民

投票所入場券

※無投票の場合は、 人場券を発送しました。 告示日の3月30日金に投票所 配布しませ

投票の方法

不在者投票となります。

入院中の不在者投票

名を1人だけ記入し投票します されます。投票用紙に候補者氏 票所へ持参してください。受付、 1」のとおりです。 名簿対照を経て投票用紙が交付 投票所及び投票時間は 投票所入場券を指定された投

郵便による不在者投票

「別表2」のとおりです。

身体に重度の障害があるかた

福 祉

管理委員会」へ申し出て投票す ることができます。投票所入場

券をお持ちください。

時までです。 達していない有権者のかたは、 までの午前8時30分から午後8 ただし、投票する日に20歳に 、3月31日出から4月7日出期日前投票のできる期間

ば、病院長などの管理のもとに び施設長に投票用紙を請求すれ 不在者投票をすることができま に入院中のかたは、病院長およ 町内の不在者投票指定施設は、 不在者投票のできる指定施設 『遺児手当』の給付内容が 変わりました

平成19年4月から遺児手当の給付内容が変わりまし た。主な変更点は、次のとおりです。

●受給資格を得るための居住要件の緩和

これまで 町内に住所があり、1年以上引き続き 居住する保護者

 \downarrow 4月から 町内に住所がある保護者

●課税状況などによる支給停止要件の追加

- ①町民税所得割が課されている保護者
- ②他の者の扶養親族となっている保護者

住民福祉課福祉係 問合せ **2**62-1230 内線113

ひとり親家庭で18歳未満の子どもを養育 遺児手当 しているかたを対象に支給。子ども1人 につき月額2,000円。



『高額療養費』の 70歳未満の 手続きが変わりました

平成19年4月から、国保に加入している70歳未満の かたが入院する場合、医療機関に「限度額適用認定証」 を提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額 までとなりました。

●留意点

- ・限度額適用認定証の交付には申請が必要です。
- ・外来や複数の医療機関への支払いで限度額を超え る場合は、これまでどおり後から払い戻されます。 (支給申請が必要です)
- ・自己負担限度額は、所得の状況により世帯ごとに 異なります。

●限度額適用認定証の申請

持参品 国民健康保険証、印鑑 申請窓口 住民福祉課国保年金係 ☎62-1230 内線102